

303

# 無産党はどこまで伸びる

特244

782

本村辰雄 著

10 ㊦



\*0006659000\*

0006659-000

特244-782

無産党はどこまで伸びる？

森村辰雄・著

東亜書房

昭和11

ABF

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月23日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです



埼244  
782

森村辰雄著

無産黨はどこまで伸びる？

東京東亞書房





## 序

さきに、普通選挙の實施と共に、吾國無産政黨運動が、急激に勃興し始めたことは、讀者諸賢御存じの通りである。

無産黨は、何故、躍進したか。

無産黨は、どこまで伸びるか。

それ等を、冷静に、客觀的態度を以て、検討したいと思ふ。

無産黨の政治的行動を認識しておくことは、現代人にとつて、不可缺の必要常識であらう。

則ち、小紙を著はした所以、亦そこに存するのである。

森村辰雄識

## 目次

一、社會大衆黨を解剖する	(一五)
二、彼等は如何に戦つたか	(一〇)
麻生久氏は叫ぶ	(一四)
片山哲氏は叫ぶ	(一七)
河上丈太郎氏は叫ぶ	(一九)
その他の戦蹟を観る	(二三)
三、投票に表示せられたもの	(二五)



四、黨外無産派議員のこと……………(三)

加藤勘十氏に就て……………(三四)

黒田壽男氏に就て……………(三六)

五、無産黨進出の根據……………(四)

六、どこまで伸びるか……………(四七)

一、社會大衆黨を解剖する

社會大衆黨は、昭和七年七月十五日、全國勞農大衆黨と、社會民衆黨との合同に依つて、  
結成されたことは、周知の通りである。その結成と同時に、我國の無産政黨が、全く統一され、  
單一組織を成就したのであつた。

いま、こゝに、彼等の陣容を描いて見る。

綱 領

一、我黨は労働者、農民、一般勤勞大衆の生活擁護の爲めに戦ふ

一、我黨は資本主義を打破し無産階級の解放を期す

建設大綱

一、重要産業並に金融機關の國有管理、労働者の生産自治、生産者の生活を確保する労働制度  
の建設

二、土地の國有、耕作權を確保する土地制度の建設、農業經營の自主的協同組合化、農業生産



- の機械化、重要農産物の國家統制、  
三、經濟議會の建設、公費勞學教育制の建設、住宅並に醫療機關の公營  
四、工業農業の融合、都市農村の均衡化  
五、世界民族の平等、世界平和の建設

### 政 策

- 一般政策については、  
一、イ、警察政治の廢止、地方自治の徹底  
    ロ、徹底普選の獲得、選舉公營  
    ハ、無產階級彈壓諸法令の撤廢、官吏公務員の職權濫用、政賄の重刑  
二、イ、高率累進財產稅の設定、相續稅の高率累進賦課、獨占資本稅、土地增加稅の設定  
    ロ、消費諸稅の廢止、所得二千圓未満の者の一切の課稅免除  
    ハ、鐵道、郵便、煙草等官業獨占價格の引下げ  
三、イ、軍備縮少  
    ロ、資本主義的帝國主義侵略政策の廢絶

- ハ、世界關稅障壁の撤廢  
四、イ、兵士の待遇改善  
    ロ、入營、戰傷死、廢疾兵士並に其家族生活の國家保證  
    ハ、一般養老年金制、寡婦孤兒年金制の確立  
    ニ、兒童學用品、食費の公給  
五、イ、封建的賤視觀念の打破  
    ロ、華族制度の廢止  
その勞働政策については、  
一、七時間勞働制、生活賃銀制の確立、團結權罷業權を確保する自主的勞働組合法の制定  
二、國家負擔による失業手當、失業保險制度の確立、職業紹介機關の擴充並に勞働組合管理、  
    廢疾保險法の制定、健康保險法の改正  
三、少年及び婦人の夜間勞働、危險作業の禁止、勞働婦人の母性保護  
四、俸給生活者法、商店従業員法並に漁民法の制定  
五、徒弟制度及び飯場制度の廢止



農村政策については、

一、耕作權を強化する小作法の制定、立入禁止、開墾、開拓、荒蕪地處理強制法の制定、官有の林野、河川湖沼等の開放

二、肥料、種子、農業機具の國營配給、農民の爲の農業信用機關の設置及農産資金の無擔保貸付

三、凶作、遠慮に對する農民生活國家保證、價格安による農民損失の國家補償

四、遊食地主高率課税、勤勞農民負擔税の減免

五、勤勞農民の自主的農村自治制の建設

以上に依つて、黨の政策全貌が、お判りの事と思ふ。尙、黨所屬の代議士を、列記する。

安部 磯雄(東京)	麻生 久(東京)	淺沼稻次郎(東京)	河野 密(東京)
鈴木 文治(東京)	片山 哲(神奈川)	岡崎 憲(神奈川)	川俣 清音(秋田)
三宅 正一(新潟)	山崎 釵二(静岡)	水谷長三郎(京都)	田萬 清臣(大阪)
川村保太郎(大阪)	塚本 重藏(大阪)	杉山元治郎(大阪)	佐竹 晴記(高知)
河上丈太郎(兵庫)	龜井貫一郎(福岡)		

以上十八名の外、府縣會議員數は、五十二名、市區町村會議員數は、千百二十八名である。

大衆黨支持團體としては、日本海員組合、日本港灣従業員組合、海員協會、全日本勞働同盟、官業勞働總同盟、日本製鐵従業員組合、東電従業員組合、東京瓦斯工組合、日本製陶勞働組合、全國農民組合、日本農民組合總同盟、その他、市民團體、中小商工團體、借家人組合、俸給生活者團體等がある。

昭和十一年度本部役員は、

中央執行委員長、安部磯雄氏

書記長兼會計、麻生 久氏である。

社會大衆黨の陣容は、以上に於て、大體、盡し得たつもりである。——從來、無産政黨戦線は、長らく、分散對立してゐたのである。それが、今春の改選を契機として、驚く可き躍進ぶりを示して、既成政黨は茫然自失、一般民衆は、——改めて、無産黨の行動に、期待と信頼の眼を注ぎ始めた。

果して、無産黨の此飛躍は、——既成政黨の行動に、不満を感じた民衆の、一時的、好奇的な現れなのであらうか。



それとも、根本は、もつとく深い社會的情勢に、在るのであらうか。  
無産黨は叫ぶ——。

「俺たちは、一般勤勞大衆の利害を代表して、その生活擁護の爲めに戦ふのだ！」  
あらゆるものが、行き詰つて、不安と絶望に苦悶する現代、——彼等の叫びが、民衆に、何  
も、かを、與へたであらうことは、論を俟たない。

以下、彼等の、實際的行動について、述べていかう。

## 二、彼等は如何に戦つたか

五月一日より同二十五日に亘つて開催された第六十九特別議會こそは、二・二六事件後の超  
非常時局に於ける、廣田内閣の最初の試練の議會であつた。——と同時に無産黨にとつては、  
民衆の信頼と期待に應へねばならぬ、勇壯一大突撃を試むべき、華々しき初陣であつたのだ。  
果して、彼等は如何に戦つたか。  
その戦跡を、振り返つて見る。

過ぐる總選舉戦に於て、躍進的進出を爲せる無産黨は、——勤勞大衆の生活防護と、革新政  
策要求の爲めに、現状維持派の共同戦線政權に向つて、必死の勢ひで、肉迫したのであつた。  
左に、五月一日議會召集に當つて、黨の名に於て發表された聲明書を掲げてみよう。

### 聲 明 書

本日第六十九特別議會の召集に當り、我等は全國の勤勞大衆に聲明する。

過ぐる二月の總選舉戦において、わが黨はその中心政綱として、

- 一、勤勞議會政治の建設
- 一、大衆的増税絶對反對
- 一、國民年金制の制定
- 一、民衆商工  
金庫の設置
- 一、重要産業の國營化
- 一、農産損失の國家補償

の六項目を掲げ、これが實現のために闘争すべきことを誓ひ我等は大衆壓倒的支持を受けて議  
會に選出され來つたのである。偶々二・二六事件の突發に會するや、我國の支配的政治勢力た  
る軍部、官僚並びに既成政黨惶惶として相結んで廣田現内閣を結成し、庶政革新を揚言して立  
つたのであるが、因より現内閣は、今日の社會不安が我國資本主義の内在的矛盾の必然的結果  
たることを認識せず、また認識するを慾せず、革新を名として實は却つてます——民衆の負擔  
を過重し、しかも民衆の切實なる要望を議會に如實に反映せしむるところの方途を取らず、逆



に却つて民衆の口を塞がんとする反動的態度に出でつゝある。

こゝに我等は政府に對する反對黨たるの立場を改めて明らかにすると共に、民政黨、政友會、昭和會等、政府の與黨であり且つ資本主義の政治的代理人たるところの既成政黨の重圍の中にあることを自覺して、國民大衆に對する責任のいよゝ重大なることを痛感する。今期議會は今期甚だしく短く、我等の寡勢をもつて果して幾干の戦を爲し得るかは、豫測出来ないけれども、たゞ勇往邁進我等の公約の實現、就中勤勞議會政治の建設のために闘争し、もつて勤勞大衆の期待に應へんことを期するものである。

昭和十一年五月一日

この聲明書の末尾にある通り、今期議會は、その會期が、甚だ短かつた。その上、黨の豫測通り、所謂——衆寡、敵せずの觀があつて、彼等の叫ぶ所のもは、政府並に既成政黨の容るところとならず、終に第二議會に於て否決されたものがあつた。

茲に、第六十九特別議會に提出した、黨、提出にかゝる決議・建議・質問主意書および法律案を左記してみよう。

(決議)

一、戒嚴令解除に關する決議案

一、國民生活安定を目的とする社會立法に關する決議案

一、會期延長に關する決議案

一、議會制度及び行政機構改革に關する決議案

一、農村窮乏打破に關する決議案

一、産業及び勞働統制に關する決議案

一、内閣不信任に關する決議案

(建議)

一、帝國議會演説のラヂオ放送に關する建議案

一、義務教育費全額國庫負擔に關する建議案

一、農業損失國家補償に關する建議案

一、兵士家族生活國家補償に關する建議案

一、國民健康保險法制定に關する建議案

(質問主意書)



- 一、沿岸漁民生活防衛に關する質問主意書
- 一、國民健康保險法制定に關する質問主意書

(法律案)

- 一、勞働組合法
- 一、小作法
- 一、母子扶助法

以上

右の各項目にわたつて、黨の討議會陣容は、對策委員會と代議士會の緊密なる連絡の下に、樹てられたのである。

以下、各代議士連の、舌端火を吐く、奮戦ぶりを綴つて行く――。

## A 麻生久氏は叫ぶ

全黨員の輿望を負ふて、國務大臣に對する一般質問に於て、麻生久氏は、廣田内閣に巨彈を投じた。即ち――、

今日の國民生活の不安といふ問題は、資本主義經濟が一時代の役割を果して、今日ではすでに、下り坂になつて、國民生活を支へて行く力を失つたからである。廣田内閣が組閣に當つて革新を叫び國民生活の安定を叫んだ以上、即時資本主義改革の爲に二つでも三つでもよいから一步を踏み切らねばならぬ筈であるが、各閣僚にはその意氣が一體あるのか。

殊に、陸海軍大臣は、先に國防の本議とその強化と題するパンフレットを出して、將來は國民生活の安定が基礎にならなければ、眞の國防はない。

國民生活安定の爲に若し今日の經濟組織が邪魔になるならば宜しくこれを改造すべしといふ結論であつたと思ふが、其後に於ける軍事豫算の狀況を見るに、軍部大臣自ら此精神を蹂躪してゐるではないか。

アメリカのナイ委員會の調査に依つて見るも軍需工業が利潤のために戰爭を宣傳する如く資本は利を追ふて何處へでも走つて行くのである。眞に學國一致して行ける立前を如何にして作つて行かうといふのであるか。

肅軍に關しても同様である。

若し青年將校が何も國事を憂ふる必要のない政治が行はれて居つたならば、何を好んで、是



等の諸君が政治に關與する必要があつたらう。議會は自ら反省して、議會を國民の信頼の中心に置くことなくしては、將來の不安を除去することは絶対に出来ないのだ。

肅軍の方法も法律の固陋なる解釋に依つて徒らに壓迫するのではなく、合理的合法的に解釋するのでなくてはならない。

資本主義的立場に立つならば、例へば、支那との關係に於ても、英、米と同じく帝國主義打倒の叫び聲に押されざるを得ないであらう。將來日本が東洋に於て眞の指導者たる立場に於て支那との融和を圖らんとするならば、日本自身が國が國民大衆の生活と密着する立前を取り、支那國民の生活のための政策を以て臨まねば、それは不可能である。

眞に國政一新の意氣が政府にしてあるならば、國民大衆が議會に信頼し得るやうな建前を作つて行かねばならないが、その爲に議會制度を改革し、また選舉法を改正して、新興階級がその政策に従つて、議會に出られるやうな手段を取らねばならないが、首相には、その意志があるか。殊に今年、メーデーが全國的に禁止されたが、斯の如きは、最近やゝもすると、日本精神といふことを固陋な建前で解釋して行くことの現はれであるが、今日の非常時局に於て言論の自由を彈壓し、大衆の氣持を陰鬱ならしめるが如き方針は斷じて破らねばならない。

## B 片山哲氏は叫ぶ

昭和六年に制定された、重要産業統制法は、我國の各種重要産業のカルテル化とその利潤増大に一大貢獻をしたが、今年丁度その有効期限が満了するのを機會に更に五年間これを延長し、若干の消費者の利益を擁護するらしい規定を附加すると同時に、從來セメント事業その他に於てアウトサイダーが、まだ活躍の餘地のあつた點を矯正して、統制を強化せんとしたのがこの改正案の趣旨である。

片山哲氏が、本會議並に委員會に於てこの改正案の資本家的性質を痛烈に批判し、独自の修正案を提出したのであるが、修正案が少數否決の運命に遭ふや、敢然本案反對の態度を表明した。即ち片山氏は本會議質問に於て、

「この法律に依つて王子製紙會社は、製紙業を殆んど統一し、王子製紙は、本法實施以來どんな利益を擧げてゐるのであつて、昭和六年下半期の利益率は、一割三分五厘であつたが、本法の適用を受けて以來今日まで、最高の時は昭和八年下半期に二割五分の利益率を擧げ昭和十年上半期には、二割四分一厘の利益率を擧げて居る。」



にも拘らず、紙の値段は暴騰し、製紙業に従事する労働者の賃銀は、反対に下落してゐるといふ事實を痛撃して、改正案が、かゝる點に於て些かも改正の實を擧げ得ないことを批判した。更にトラスト取締を規定した第三條が、統制委員會の統制發動條件の抽象的であるが爲に、實際には空文化して、トラスト取締の實を擧げ得ないであらうといふことを指摘し、次に、かゝる重大なる法案の中に、労働者保護の規定を缺いてゐることはカルテルに依つて強くなつた資本家をして、労働賃銀の低下、労働時間の延長並に労働強化の手段に出易くしたものであつて甚だ片手落ちであることを主張した。

最後に、中小商工業者、當該事業の労働者並に一般消費者の利益を十分に考慮しやうとするならば、重要産業は、國營化するより外に道のないことを斷じたのである。

黨提案の修正案の要點は、左の三點に在つたようである。

- 一、重要産業の利益を擁護するといふ第二條中の規定を削除する事
- 二、公益統制の發動條件の中に、消費者に加ふるに關係中小工業者及び従業労働者の利益を害する場合を加へる事
- 三、統制委員會の構成を生産者、消費者及労働者の代表を以てすることを明記せしめるとい

ふこと

然し、以上は、遂に、政府並に既成政黨の容るゝところとならなかつた。

## C 河上丈太郎氏は叫ぶ

河上丈太郎氏は、昭和十一年度總豫算追加案に對して、熱火の如き反對論を吐露して、資本家財政としての馬場財政を完膚なきまでに批判したのであつた。

即ち、その批判内容は、

「滿洲事變以來、日本資本主義は、滿洲を抱き込んだが爲に大動搖を來さざるを得なかつたが、財政上に於ては、軍事費の増大によつて赤字の増大となつた。

この苦悶を解決するために取られた第一の手段はいふまでもなく、赤字公債の發行であつたが、赤字公債の増發は、日本資本主義の自壞作用を起す心配がある爲に、本能的な防衛作用として公債漸減の鐵則が主張され、その手段として昭和八年度には、恩給改正その他による自然增收政策が、昭和九年度には、軍事費の單價切下政策が、昭和十年度には、臨時利得税の創設が、昭和十一年度不成立豫算に於ては、特別會計からの繰替充當の政策が、これに調和され



ねばならなかつた。

若き大藏大臣と老ひたる大藏大臣と二人の大藏大臣がその爲に喧れた。この公債漸減鐵則の今日の段階において、登場したところの馬場財政は、その第一の政策は、低金利政策であり、第二の政策は、産金買上値段の引上であり、第三の政策は増税である。

然るに、低金利政策は、第一に産業資本家擁護の爲のコスト低下であり、第二に五分利公債借替による金融資本家への奉仕であり、第三に資本家への増税に對する限度保證である。産金買上値段の引上げが、如何に産金資本家の利潤を増大したかは云ふまでもない。

然しながら、これにもまして、重要なことは、低金利と産金買上とによつて馬場財政はすでに公債漸減の鐵則の抛棄を明白にしてゐることであり、それらは、ひたすら公債消化の目的にのみ向けられてゐるのである。

日本の財政は、今日すでに戦時財政である。軍事費を調達するために、凡ゆる財政金融機構が動員されてゐるのであるが、それは同時に悪性インフレーションへの道を、資本主義自壊への道を準備しつゝあることであつて、これを阻止するためにと更により以上の軍事費の調達の爲に、増税が考へられてゐるのであるが、政民兩黨の代表者はすでに、藏相に對して、財産税

又は、資本家増税反對の口約を迫つたのである。

もしも傳へられる如く六年間に亘つて軍事費が二十億圓増大するとすれば、残されたる問題は、大衆課税の外にはない。

今日、日本の資本主義自壊作用の下に於ける馬場財政は、個人の意志を否定して、大衆課税へと驀進する。

かくの如き財政は、第一には、資本家殊に重工業資本家、軍需工業資本家に莫大なる利益を提供し、第二に勤勞大衆に對して犠牲を強ひてゐる。工場監督年報によれば、昭和八年度に於ては、前年度に比し、死傷總數に於て、二三パーセント、重傷數に於て一九パーセント、死亡數に於て四二パーセントの激増であり、「斯くの如き脅威的變化は、實に改正工場法施行昭和二年以後に於て曾て見ざる所である。

更にまた臨時工問題を見よ。

財政膨脹に伴ふインフレーションの結果、物價騰貴による大衆生活の壓迫を想見せよ。

馬場財政は、正にこの傾向を促進するものである。吾々はかゝる意味に於て、馬場財政を全面的に否定することが今日大衆に對する最も忠實な態度であると信ずる。」



## D その他の戦蹟を觀る

先づ――

(退職積立金法案)が目につく。

これに對して、黨の聲明書をみると、

「我等は退職積立金法案に對して全國の勞働階級の利益擁護の爲にこれが修正通過に最大の努力を拂ひつゝあるが政友會は、適用範圍を五十人以上に修正し第十七條(事業主の利益積立金)を削除せんとし、民政黨は、會期切迫せる今日に至るも尙その態度を決定せず議事の遷延を策しつゝある。これ明らかに全産聯の陰謀に躍る露骨なる資本家的態度である。政府は、政民の資本家的態度に應ずることなくむしろ深く原案を撤回し改めて新たな方針を以て來議會に臨まんことを敢て要求する。」

而して黨の修正案としては、

- 一、適用事業を常時十人以上の勞働者を使用するものとす、
- 一、工場鑛山の外に勞働者災害扶助法の適用事業にも適用す、

一、適用除外の臨時工の期限を六月より三月に、季節勞働者の期限を一年より六月に改む、

一、特別手當を一年未滿二十日分一年以上三十五日分に改む、

一、罰則中罰金刑を削除す、

の五項目に亘るものであつたが、本會議の質問に於ては、議會唯一の職工代議士塚本重藏氏が、社會立法の根本たる勞働組合法及び失業保險法の提案準備を爲さずして、かゝる枝葉末節的立案を爲したる政府の不誠意を糺弾したものであつた。委員會に於ては、塚本氏の外、淺沼稻次郎氏及田萬清臣氏が、資本家議員を向ふに廻して、大奮闘を試みたが、これまた數に於て力及ぶところに非ず、政民の共同修正案が、通過したのであつた。

次に、農村諸法案に對して、黨所屬代議士中特に、農村關係の杉山、三宅、川俣、佐竹、山崎の五氏に加ふるに、全農の黒田氏、鹿兒島縣の富吉君の地方無産派の諸君は、果敢なる議會内鬭争を戦はれたのであつた。

今次の特別議會を通過した政府提出にかゝる法律案は四十五件であつたが、うち農村關係法律案は十四件の多きに及んで居た。米穀問題、産繭問題、肥料問題、東北問題について、以上の諸氏が、敢然として戦はれたのである。



次に、不穩文書取締について、田萬清臣氏（大阪）が、——全民衆は、「政治的自由」を要求しつゝあるにも拘らずかゝる法案の出現こそは、ますます暗黒政治の招來を危惧せざるを得ない云々として、その反對理由を絶叫した。

次に、水谷長三郎氏（京都）が、「商工中央金庫法案」に對して、その不徹底を指摘して、大いに奮戦したのであつた。

彼等は、かく戦へり！

數に於いては、寔に寡なりといへども、その議會内鬭争ぶりに、眞剣なものが、横溢してゐたことは、否定出来ないのである。今次議會のみを以て、「無産黨」は、無力なりと斷ずる者あらば、それは、甚だしき早計といはねばならぬ。又、その眞剣な鬭争ぶりのみを以て、將來、仲展の兆あり、必ずや、花々しき成功を呈するであらうとも、斷言は出来ない。凡ては、未知數である。永き前途に待たねばならない。

全民衆は、彼等の行動に、期待の視線を注ぐであらうと思ふ。

東京、神奈川の府縣議戰に於ける——無産黨の猛然進出ぶりは、六月十一日開票の結果、大東京で、一舉十八名の府會議員を獲得、神奈川縣から、五名當選、東京、神奈川を通じて最高

點當選六名といふ、數字を示して居る。

これについて、彼等は、

「この壓倒的勝利は、勤勞大衆の我等に對する信頼が如何に大きいかを物語るのみならず、我黨代議士の議會に於ける鬭争とその眞摯なる態度に對する國民大衆の熱烈なる拍手でもある。

従つて、所屬議員は、その國會なると府縣會なると市町村會なるとを問はず、苟くもこの國民の信頼と期待に背くが如きことなきやう、相戒め、眞に大衆の代表として行動するやう切望して止まなう。」

と發表して居る。

（本章、ABC三氏の演説内容は、社會大衆新聞本年度六・一五日號所載のものに依る所多し、こゝに、同社に謝意を表す。）

### 三、投票に表示せられたもの

過般の總選舉は、吾人に何を語らうとして居るか。かほどの無産政黨の躍進は、一般民衆に



はもちろん、事情に通じた新聞社、官邊にとつても、否、候補者自身にとつてさへ、豫想だに  
しなかつた出来事であらう。

投票に表示せられた民意を、いま改めて、考察して見よう。  
先づ、總選舉に現はれたる諸黨派の勢力を、統計化する。

	全 國		
	候補	當選	得票
社大黨	三〇	一八	五一八、三六〇
其他無産(中立を含む)	一〇	五	一三二、五九九
計	四〇	二三	六五〇、九五九
	(五%)	(五%)	(六%)
民政黨	二九五	二〇五	四、四三六、二五〇
政友會	三三五	一七四	四、一五六、六四三
國民同盟	三三	一五	四〇一、二六一
昭和會	四八	二〇	五二三、六六三

計 七一 四一四 九、五三七、八一七  
 (八一%) (八九%) (八六%)

フアツシヨ團體 二八 六 一八九、四五九  
 (三%) (二%) (二%)

中立 九七 二三 七三八、九八四  
 (一一%) (五%) (六%)

合計 八七六 四六六 一一、一一七、二二九  
 (一〇〇%) (一〇〇%) (一〇〇%)

これを、無産黨のみについて、先づ五大都市(東京、大阪、神戸、京都、横濱)に於て云へば、  
 次(つぎ)の通りである。

	得票		
	候補	當選	得票
社大黨	一一	一一	二七七、一一五
其他無産	一	一	五三、七二四
計	一二	一二	三三〇、八二九



次にその他の地方に於て云ふ。

	候補	當選	得票
社大黨	一九	七	二四一、二四五
其他無産	九	四	七八、八八五
計	二八	一一	三二〇、一三〇
	(四%)	(三%)	(三%)

以上の數字に依つて、かういふ事が云へる。それは、資本主義が依然として、國民の絶對的支持を受けてゐる」といふ事實である。即ち、既成政黨は、幾分、分解的兆候を示してゐるとは云へ、依然として、壓倒的な數字(八一—八九%)を占めてゐる。

では、無産政黨の戦陣はどうか。

當選者及得票數の二割餘を占め、それは、既成政黨の約三分の一に當つてゐる。殊に、それが資本主義文明の本據である大都會に於ては、中々、侮り難い、優勢ぶりだ。

立候補者十二名は全部、當選し、そのうち、一人の最高者を出してゐるのである。わけでも

問題の東京市第五區では、加藤勘十氏と麻生久氏とが、五萬以上の得票をえて、一、二を占めて居る。今日すでに、無産政黨は、大都市においては、政友會の十名を突破して、十二名といふ勢力である。

茲に、其他無産(中立を含む)——即ち、社大黨以外の五名の無産黨代議士について一言しておくと、必要がある。

先づ人名を書く。

- 加藤 勘 十(東京)労働評議會
- 松本次一郎(福岡)中立新
- 黒田 壽 男(岡山)無産新
- 富吉 榮 二(鹿兒島)地無新
- 小 山 亮(長野)中立新

以上の五氏を加へると、社大黨が十八名であるから、無産黨代議士は、二十三名である。即ち四百四十三名の他黨代議士に對するに、無産黨は、二十三名だ——、衆と寡——その對比が餘りにも甚だしい、といふ感じを、何人もが抱くであらう。



以上は、總選舉に現はれた限りの勢力關係であつて、それ／＼の力の社會的實力を表徴するものでないことはいふまでもない。  
次に、吾々にとつて、興味のあるのは、前回總選舉の結果と今次のそれとを比較して考察した時であらう。

先づ、「當選者數」について二ふ。

	無産	既成	フアツシヨ	中立	計
昭和十一年	二三	四一四	六	二三	四五六
同 七年	五	四五八	—	三	四六六
同 五年	五	四五六	—	五	四六六
同 三年	八	四四四	—	一四	四六六

次に、「總得票數」についで。

	無産	既成
十一年	六五〇、九五九	九、五三七、八一七
七年	二八七、四一七	九、二四〇、〇〇二

五年 五〇二、三一三 九、六七八、一二八  
三年 四四七、八四六 八、六七七、三九三

この無産黨と、既成政黨の得票數の對比には、深遠な意味がある。

昭和三年の僅か八名から、二十三名にまで、驚異的躍進をとげた無産政黨が、民衆に、「一陽來復」の感を抱かしたものは、まことに無理ならぬことであらう。すでに、八年四回の選舉を繰返してきた無産政黨としてみれば、むしろそれは、當然の成績であるかも知れない。

この「當然の成績」を收め得た理由として、吾人は、無産政黨及労働組合における戦線の統一が、著しき進展を見た事實を看過できないのである。——戦線の分裂が、選舉においては、その功罪が特に、てきめんである。

従來の選舉では、全體的には、十分の票がありながら、同志打ちのために、共倒れになつた選舉區が中にあつた。

然るに、今次に於ては、合法政黨は、社大黨に統一され、組合戦線また労働組合會議の結成と全勞總同盟の合同によりて、統一に巨歩を踏み出したため、對立區は、僅かに三つであつたといふことが、——無産黨の當選率を非常に高めたのであつた。



こゝに、その對立情況を表示すれば。

	昭和十一年	昭和七年	昭和五年	昭和三年
立候補區	三六	二二	六三	六一
無競争區	三三	一三	四一	三七
對立區	三	一〇	二二	二四

これに依つても、「戦線の分裂が」如何に不利であるかと、一目瞭然である。

昭和三年の對立區二、四より、本年度の、三にまで減少せしめ得たことは、その戦術の上達ぶりに感嘆の外はない。

要するに、無産政黨の勝利は、闘争十年の歴史を背負ひ、その健實なるイデオロギーが、社會的變化を歓迎する國民の心理と、合致したからであらうと、思はれるのである。

#### 四、黨外無産派議員のこと

選挙戦の勝利が、眞實に無産黨の進出となることは、選挙戦を通じて、いかに組織が擴大さ

れるかといふことである。そのことが 議員の頭数以上に、重大なる問題であると云ふことは、何人も否定出来ないであらう。

社會 衆黨以外の、黨組織をもたぬ「無産派候補」の立候補した地域では、選挙戦によつて折角動員された勢力も、選挙の仕放しでは、その大部分は、勢ひ分散してしまふ。

議員の選出に成功した地域も、失敗した地域も、大衆の關心のさめないうちに、これを組織して社會大衆黨に集結してゆく努力の必要なることは無論であつて、直ちに社會大衆黨に参加することを不可能とする特殊の事情のある地域では、暫定的な形體をとることも止むを得ないであらう。

戦線の統一は、最も手近かな、議會における無産派議員の行動の統一から實現されなければならぬ。

黨外の無産派議員にとつては、社大黨員と共に一團となるか、さもなければ、第一控室に行く二つの途がある。

第一控室には、若干の自由主義的な分子と共に、ファツシヨ的色彩の濃厚な分子がある。けれども、黨外無産派議員の何人も、自己の立場が、社會大衆黨よりも第一控室に近いと感ずる



人のないかぎり、統一された無産派議員團は、必ず實現されるにちがひない。  
 (以上、二項は改造、四月號所載山川均氏の文中より引用)

## A 加藤勘十氏に就いて

出題となつた、東京第五區から立候補して、五三、七一四といふ壓倒的得票數を以て、當選した加藤勘十氏は、ナ都市における、唯一人の、黨外無産派新代議士である。

社黨の麻生久氏も、同區内に於て、同じく五萬以上の得票をえて、加藤氏と並んだので、この痛快なニュースは、人々の目を見はらしめたものであつた。

この異常なる跳躍を示した、——選挙の結果について、加藤氏は、當時、往訪の記者に、左の如く語つたものである。

「選挙の結果の全體的評價については、別な機會に述べよう、私一個の場合における感想を述べるならば、私のファツショ反對の立場が多くの有権者諸氏に支持された事實——勿論この中には、前三回の選挙における落選に對する同情といふ點も、大きな部分を占めてゐるが——を觀て、私は衷心から感激を覺ゆると同時に、非常に責任の重さを感じるものである——云々。」

その後、加藤氏が、各種の新聞雜誌に發表された所論なり抱負なりを、こゝに要約して見ると——。

「ブルジョア政黨——政友會、民政黨等々——の傳統的に占める勢力は、尙容易に抜くべくもない。今次の選挙に於ても、ブルジョア政黨排撃の嵐のやうな叫びの中に、政友、民政兩黨の得票數は、有効總投票數一千百十萬餘票の中、七割八分の壓倒的多數を占めてゐる。この數字は彼等への反對勢力である無産黨の組織が、全国的に普遍化されてゐない爲であらう。彼等への正確な信認の投票と觀することはできない。

それは、彼等への對立勢力としての無産派の立候補した選挙區において、無産派の異常なる好成績當選率(社大黨の如きは六割)によつて、彼等への大衆の不滿が、有力に表現されてゐることを知る事が できる。

この事實から、無産派は、ブルジョア勢力への妥協、接の途を歩むのでなく、あくまでも彼等への對立勢力として、彼等の施政への嚴肅なる批判者として進むことこそ、大衆の信頼を勝ち得る所以であり、大衆のブルジョア政黨への不平不滿を正直に代辯する所以である。

大衆が何を求めてゐるかを、社會現象の科學的解剖の基礎の上に、最も鋭敏に感じ、最も忠



實に實行することこそが、無産政黨の基本的使命であらうと思ふ。それを自己に都合よく主観的に解釋して、ブルジョア勢力への妥協の途を進むが如きは、自ら墓穴を掘るものと云へよう。議員生活には、議員ではなかつたときよりも、色々の意味での誘惑は多くなつても少くなることはなからう。私は、無産階級の階級的名譽のために、戒心し地道に進むことを念願とした。最後に私の心持ちを率直に述べるならば、聲なき大衆の聲を正直に勇敢に代辯したいと思ふ。これが、當選の報を得た瞬間に決した私の思念である。そして同時に私の全生活を通じての思念である。」

聲なき大衆の代辯者としての、加藤氏に、今後永く、期待をかけようではないか。讀者と共に――。

## B 黒田壽男氏に就いて

多年、全國農民組合の中央部において、小作貧農の生活節立といふ仕事に従事して來た同氏である。

今迄は、同氏の仕事は、議會外に限られてゐて議會内の闘争は、組合の委員長杉山代議士を

通じてのみ爲されて來た。

今後は、杉山委員長をはじめ、今回の總選舉で當選した、全農關係の、川俣、三宅、山崎、佐竹、富吉等の諸氏と協力して、同氏が、議會内に、華々しく闘争するであらうことは、興味ある問題である。

元來、全國農民組合は小作人の團體であり土地問題の解決を任務とする團體である點において、他の一切の農村團體に比し特異性をもつてゐる。

この團體の關係者が今回の總選舉で七人議會に現はれたことには、深い意義がある。

たとへ七人の少數でも、全農關係者が議會に入つたことは、議會内における農村問題の論議に、階級的立場を立脚點とする主張を導き入れる可能性をつかんだことになつた。従つて、從來、議會内で論ぜられてゐた農村政策なるものが、彼等七人の手によつて、國民大衆の前に暴露される機會が迫つたとも云へよう。此邊に、「かれ等七人」が、全農關係者として、議會に出たことの意味が存するのであらう。

黒田壽男氏は、未だ若輩、途が秋に富む、有力なる新代議士である。

いま茲に、同氏の、各種新聞雜誌に發表された抱負を掲げて見よう。



「私自身が直接に關係してゐる仕事といふ狭い立場から進んで、ひろく無産派代議士といふ立場から考へるならば、労働者農民小市民その他全勤勞階級の利害關係のために闘はねばならぬことは、當然自明のことである。この意味に於いて、私の議會行動における抱負といへば、特殊的には、労働者、農民、小市民の生活權擁護乃至伸張のために、罷業權、團結權を含む労働組合法の獲得、失業保險法の制定、小作法の制定、肥料價格引下げのための肥料カルテル取締法令の制定、養蠶農家損失の國家補償、農家及中小工業者の負債整理の徹底と低利資金無擔保融通、借地借家法の改正とその全國的實施、勤勞階級への國稅並に地方稅の減免、その他ひろく、勤勞大衆に對する福利施設並に救済といつたものゝために、社大黨所屬その他の無産派代議士と協力したゝかふことにある。

次に、わが國の社會情勢の現段階に照應して我々無産派は何をしなければならぬか、またその規定に従つて、議會内でいかに闘はなければならぬかを考へてみなければならぬ。滿洲事變、非常時出現、政治の實權の既成政黨から官僚××への移行、ファツシヨ政治の擡頭、大衆の政治的自由の拘束、これにとまふ經濟生活の破綻、——かうした無産大衆生活狀態の劣惡化は、たしかに無産大衆の政治的運動の發展すべき客觀的條件を成熟させてゐる。

しかし、無産階級運動の現状では、未だ客觀的條件の成熟にも拘らず、主觀的條件は備はつてゐない。かうした客觀的條件と主觀的條件の背反は、國民大衆の生活苦を媒介として、また國際的危機を背景として、滿洲事變や、五、一五事件を機會にファツシヨ勢力を急速に擡頭せしめる氣運をつくつた。

かうした情勢の中に在つて、無産階級當面の任務は、何よりもファツシヨ的壓迫に抗して、前述の主觀的條件を完全することに在る。

我々は何よりも先づ第一に、政治的自由獲得闘争を通じて主觀的條件を築き上げねばならぬ。したがつて我々の議會運動も亦、政治的自由の獲得にその主要努力を傾中しならなければならないことになる。一切の政治的自由を否定するやうな反動政策に對しては、身を挺して、徹底的に抗争しなければならぬと決意してゐる。

然るに、私は、未だ若輩の新米議員でしかない。今後どの程度の働きができるかは、自分自身でもまだ充分な自信がつかない。今日の如き——帝國議會の日本政治勢力における地位の低下だの、無産派議員の少數派たる事實だのその他いろ／＼な條件を考へると、無産派議員の今後の議會内闘争は、まだ／＼餘程の困難を思はせるものがある。



この時、私は切に思ふ。よし議會内において思ふ存分の活動が出来ないとしても、代議士として持ついくらかの便宜、議會外運動の促進のために役立つならば、この便宜は百パーセント利用しなければならぬと思ふ。これによつて主觀的條件を築き上げるために、獻身的努力を拂ひ、それを通じてのみ他面議會内闘争も強化されるであらうと信ずる。

無産派代議士を想像以上に多く出すことが出来たといふような氣運が今日あるのだから、この氣運を正しく導いて行くなれば、必ずや効果を擧げることが、間違ひないものと、確信するものである。」

わが國、農村窮乏の現在、黒田氏の手腕にまつもの、餘りにも多い。同氏の活躍を期待する所以である。

紙數限りあるため、他の三氏については、言及を省略する。茲に三氏の活躍ぶりに、注視することを、約束しよう。

## 五、無産黨進出の根據

先づ、廣田内閣に對する、無産黨の態度を書かう。(第二章に記述した議會召集に當つて、黨の名に於て發表された聲明書に依り、其一端は、既にお判りの事と思ふ。)

滿洲事變及五・一五事件を通ずる非常時局は、二・二六事件の突發によつて、更に超非常時局に發展し、支配階級陣營を極度の混亂に陥らしめた。五・一五事件以來の支配階級は、自己陣營の混亂・崩壞、没落の危機を、官僚財閥、既成政黨等の強力的共同戦線體であつた齋藤、岡田兩内閣の手によつて、解消し再建せんと必死の努力を拂ひ來つたのである。

齋藤、岡田兩内閣は明かに、資本主義經濟の統制と強化を計り、政治的には、憲政常道復歸を目標として現状維持の爲めに、時局の回復と整頓を中心題目として來たのである。

然し今回の事件によつて、事態は逆轉し、更に混亂を深め危機を激化せしむるに至つた。廣田内閣は、かゝる急迫せる情勢の下に糾成せられたものであつて、その使命は頗る重大でありもはや齋藤、岡田兩内閣の如く、情勢の沈靜、時局の回復等々の現状維持的方針は許されない



のである。さればこそ、廣田内閣は、組閣の當初に於て、  
「舊來の秕政を一新し國際關係を自主積極的に整調し、非常時局を打開し——以つて一大革正  
を斷行せん」

と聲明し、自ら、

「政黨、軍部、官僚の別なく積弊を芟除し確乎不拔の國策を樹立」  
する革新内閣たることを標榜した。

廣田内閣は果して革新内閣か、斷じて否である。それは、齋藤、岡田兩内閣と何等相違のなき舊態依然たる現狀維持的諸勢力の共同戦線體であり、餘りにも明白なる偽裝舉國一致内閣で、彼ら自らが稱する革新内閣とは似てもつかないものである。

然し、我黨は時局の重大なるに鑑み、殊に廣田内閣の組閣の當初「庶政を革新し、國民生活の安定を躬行せん」との聲明に對し、これが何等かの形に於て實行に移さるゝであらうことを豫想して暫くその爲すところを見んとしたのである。然るに、公表せる内閣の施政政綱は、徒らに、抽象的文字を羅列し、その内容も何等の革新的方策を示さず、國民生活の安定の企圖の如き全然熱意を缺き、早くも自ら現狀維持内閣の正體を暴露した。殊に増税問題及び電力國營

問題等に於ける意見なく、確信なきなき態度は、岡田内閣以上の弱體無力偽裝新内閣と云はねばならぬ。

我黨は廣田内閣の成立に際し、國民生活の安定並に所謂廣義國防の具體的政策を明示し、國民大衆に應答すべきことを要求し、併せて唯一の在野黨として廣田内閣の行動を嚴重に監視すべきことを聲明した。

更に我黨は、具體的なる革新政策を携けてこれが實行を要求したのである。

我黨は、既に國民大衆に對して示めせるかゝる我黨本來の方針よりするも、將又廣田内閣の無能弱體、偽瞞性よりするも、最早我黨に残されたるものは、國民大衆の要望を體して廣田内閣と果敢に戦ふことの外はない。

(以上は、社會大衆新聞四・一八號所載の記事より引用)

次に、無産黨進出の根據といふことに、觸れてみる。

一言にして云へば「時勢と、民衆の要望である」と云ひ得る。

無産黨が「闘争十年の歴史」を経過する裡に、時勢が年々歳々、變化してきたからである。どう變化してきたか。



それは、今更、茲に喋々を要すまい、讀者諸賢の御明見に訴へよう。

しからば、この所謂無産政黨の驚異的進出は、如何なる原因に基づくのであるか。これは、筆者如き、淺學非才の徒が、勿體らしく書き立てるよりも、その道の大先輩諸氏が各種新聞雑誌に發表された所論を、繰返した方が、適切であらうと思はれる。

無産政黨の今次の飛躍振りは、

單なる偶然の進出であるか。

秩序的発展の結果であるか。

他力による進出であるか。

それとも自力による發展であるか。

(一) 到る處で聞かされるのは、今回の無産黨の進出が肅正選舉の賜物といふ見解である。私は無産黨の進出にとつて肅選が一つの有利な條件であつたことはよく知つて居る。だが、それにも拘らず私は信じて居る、政府の選舉政策のお蔭で、無産黨がやつと浮び上つたかに聞えるこの見解は甚だしい認識不足であつて、無産黨の躍進は根本的にその標榜して來た主義主張とその不斷の鬭争の結果が、最近の社會情勢の下に收穫されたものに外ならない、と。肅

選は不正選舉を常習としてゐた黨派にとつ不利に作用したことは確實である。また、その結果棄權率著しく増大せしめたことも明かなうだ。(中略) 無産政黨の日常鬭争と選舉時の形實ともすぐれた言論戦との結果である。私が特に之を云ふのは、肅選の重要性を過小視せんがためではなく、肅選の効果を過大視することによつて、何よりも大切な運動自體の重要性が過小視せられることを恐れるからである。

(二) 次に、無産黨の躍進は浮動票に負ふところが多いと屢々云はれてゐる。これも部分的には本當である。しかもこの浮動票は第一回普選の場合のやうな無産黨に對するフアン的なそれではなく、既成政黨及フアツシヨ的勢力に——を表示せんために投ぜられたそれである。したがつてそれは積極的に無産黨の支持を表はすことのない極めてたよりない票だといふことが結論される。こゝでもまた、無産黨は無縁の衆生に助けられて極樂に浮び上つたことにならざるやうだ。しかし既成政黨とフアツシヨに對する反對者はいつでも棄權することができる。また政友會に失望したものは民政黨に鞍替することも出來、既成政黨にいや氣いさしたものは、フアツシヨ諸黨を支持することもでき、フアツシヨの反對者は、ブルジョア政黨に味方することも出来る。



何にも彼らが無産黨にだけ投票しなければならぬ約束はどこにもないのである。かやうに考へて來ると、反感的投票の多くは、實は單なる即興的な浮動票ではなく、ブルジョア政黨とファツシヨとに比較して見た上で、無産黨を支持するところの謂ゆる精神的支持者の投票であることを知ることが出来る。尤も、そのうちにおいて既成政黨に對する反感に動かされてゐる小市民と、主としてファツシヨに對する反感に支配されてゐる知識階級とは、必ずしもその共鳴し支持する條項を同じくしないとはいへ、兩者が無産黨と無縁の衆生でない事だけはたしかである。なほこのさい八十餘萬の新有権者の重要性が十分評價される必要がある。といふのは社會主義政黨は未來の黨派であり、したがつて老年者よりも青年大衆の間にヨリ多くの支持者を見出すのを常とするから、選舉人の新陳代謝は多くの場合、無産政黨にとつて有利な結果を招來するのである。

(三)無産政黨進出の最大の原因は、何よりも先づ、無産政黨自體に之を求むべきであらう。私は無産政黨運動十年の成果が、——非常時の介入によつて遅延せられて——漸く今日報いられたのだと思ふ。無産政黨の本義が、豫斷なく一般大衆に理解されるまでには、長年に亘る忍耐強い運動を必要とする。さうした我國の運動はいまその準備を終つたのである。實際、

此度の當選者はすべて無産運動長年の闘士であり、その選舉區はすべて久しく無産運動の展開されてきた地方であつた。そしてかやうな地方では、得票数は選舉區毎に秩序的に増加し、此度の選舉では、たとひ在來の選舉制によつて當選の見込のついてゐたところが多かつたのである。(後略)

(以上は、中央公論四月號所載森戸辰男氏執筆のものより引用)

以上の文中にも見る通り、その進出の根據は、無産政黨自體にあるのだと、筆者は思ふ。無産黨運動十年の苦闘史が、今日を生んだのである。だが、——今日以後に於ける、その苦闘奮闘は、過去のそれよりも、はるかに大であり、切實であらうことは、想像に難くない。

## 六、どこまで伸びるか

無産政黨の本格的意義が、一般大衆に理解されるには、まだ長年月を要する。従つて、今回の選舉戦の勝利を一ポイントとして、無産政黨運動は、益々、いばらの路に踏み込みめりと



云ひ得る。

だからして「どこまで伸びるか」といふ問題を、解決するには、あらゆる角度から、無産黨の過半現在を検討せねばならない。

その前に、先づ憲政の神様、尾崎行雄氏の「日本の税政について」の所説の一端を、書いて見る。

「——(前略)——我が多數の選舉民が、投票を賣るから、貧民税とも稱すべき間接税を多く課せられる事になる。これを賣らないで、正しく行使すれば、當然、貧民税は出来るだけ軽く、直接税即ち資産家税は出来るだけ重くすることになるべき筈であるが、それが反對に、金持には軽く、貧民には重くなつてゐる。選舉權は、貧富に拘らず一票であるが、金持は人數も少なく、貧民の方は人數が多いから、正當に投票すれば、貧民の代表者は非常に多く當選し、貧民税は軽くなる譯である。

間接税は、富豪も納めてゐるが、結局、頭數の多い貧者の方が、富者の何十倍も何百倍も負擔する事になる。例へば、酒、煙草の税などは殆んど全部を貧民が拂つてゐる。所謂、大富豪は、貧民の何十萬倍といふ財産を持つてゐるであらうけれども、何十萬倍の酒を飲む事は出来

ない。やはり、貧民並に、二三合から一升位より飲めない。従つて富者の納める酒税は、極めて少ない。さうして、間接税は、我國ほど重い所は少なく、直接税は、我國ほど軽い所は少ない。例へば相續税の如き、所得税の如き、その累進率が、頗る軽い上に、その免除點が低い。もう一度繰返すが、間接税は、貧乏人税であつて、日本程その高いところはなく、直接税は、有産階級税であつて、その内の相續税が、日本では、頗る軽いといふ事を述べておいた。イギリスの相續税は、五割であるが、五割の税をかけると、やがて大金持は無くなる。貧乏人が正當に投票を入れれば、貧乏人税が減つて、金持税が殖へることになるべき筈だ。もつと詳しく英國の相續税について述べて見よう。

爲替關係なしに、一ポンドを十圓と計算すれば、イギリスの二百萬ポンドは、日本の二千萬圓になる。英人が五十歳で、二千萬圓の財産を相續すれば、五割即ち一千萬圓を納め、一千萬圓の手取金となる。死んだ時に、まごつかないで、相續税を納めさせる爲には、生命保險をつけることが、最も便利なことだが、そのため毎年二十七萬圓の保險料を拂はなければならぬ。相續した財産は、如何に巧みに運轉しても五朱以上には廻らない。五朱に廻せば、年收五十萬圓になるが、所得税、超過得税その他で、二十六萬圓、これに前記の保險料を加へれば、



毎年五十三萬圓宛、支拂はなければならぬ。一家族悉く飲まず喰はずに暮しても、毎年三萬圓づゝの不足が生ずる譯になる。

これが、イギリスの金持の現状であつて、我國の金持とは、比べものにならない程相違がある。英國では、金持がいちめられ、日本では、貧乏人がいぢめられる。何故か？ 日本の貧乏人は、投票を金持に賣るからだ。貧乏人は、何れの國でも、總人口の大多數を占めてゐるから、彼等がその投票を賣らずに、自分達の味方を選出すれば、日本もやがて、イギリスの様になるに相違ない。

投票を賣るのは自殺の道である。

選挙肅正を實行せんと欲すれば、先づ此等の事實を周知せしめなければならぬ（以下略）

以上は、尾崎行雄氏が「議會と選挙の肅正」の中で述べられた一節である。

この、日本の税政問題を透して、選挙肅正の如何に、重大且つ意義深きものであるかと、明瞭に諒解されるであらう。と同時に、——無産階級、勤勞大衆の進むべき路が、ハツキリ指示されてある。

無産黨は、どこまで伸びるか。

この問題の鍵は、民衆の手にあるのだと思ふ。だが、同時に、無産黨自身の手にもあるのである。これは、常識的に云つても断じて誤謬ではない。それを、具體的に詳しく述べることは、頁がないから、差控へるけれど、その一端を簡潔に書いて見る。

無産黨は、その組織を處女地に擴大せねばならぬ。選挙戦の勝利が、そのために、有利な條件をもたらした事は、勿論であるが、これを機会に、統一された戦線を完成する必要があると思ふ。此勝利には、いろいろ原因があらうが、その重大な理由は、——無産黨の對立抗争が失くなつて、社會大衆黨が唯一の無産黨として、選挙戦に臨んだこと、これによつて大衆に信頼と歸趨の目標を與へた、といふことである。

然し、真相は、果して、此通りであらうか。社會大衆黨の現在は、かつての無産黨の構成要素を残らず包容してゐるものではないようである。依つて、その組織の擴大強化を問題とするならば、社大黨は、まづこの方面から、問題を取り上げる必要があるのではあるまいか。

無産黨は、出來上つた組織ではない。







今評判の東亞書房の十銭文庫

海南隱士著	覺悟せよ！次の大戦争	定價十銭	(送料二銭)
藤原達策著	支那は動く	定價十銭	(送料二銭)
國際研究會著	日本の財政・何年戦争に堪えられるか	定價十銭	(送料二銭)
沼上良太郎著	必ずあたる新商賣往來	定價十銭	(送料二銭)
山門王吉著	一讀鬼氣！妖奇怪談集	定價十銭	(送料二銭)
白木屋專務	立身出世虎の巻	定價十銭	(送料二銭)
山田忍三述	財閥功罪史	定價十銭	(送料二銭)
太田義孝著	世界珍奇怪見世物	定價十銭	(送料二銭)
奈緒順著	極東の今日戦争か平和か	定價十銭	(送料二銭)
黒田正隆著	明日の世界	定價十銭	(送料二銭)
海南隱士著	戦線に躍る日英米の勝敗	定價十銭	(送料二銭)
岡山啓之助著	東日と讀賣の暗闘	定價十銭	(送料二銭)
城南山人著	二・二六事件真相の真相	定價十銭	(送料二銭)
東亞書房編	誰にも出来る貯金法五十種	定價十銭	(送料二銭)
川上康吉著	財づる物語り	定價十銭	(送料二銭)
内藤伸二著			

發行所 東京芝区三田四丁目二番六 東亞書房

今評判の東亞書房の十銭文庫

野村繁著	横から見た華族生活	定價十銭	(送料二銭)
大澤光幾著	西園寺公望	定價十銭	(送料二銭)
森本登夫著	社會常識讀本	定價十銭	(送料二銭)
秋月正雄著	列國は日本をどう見る	定價十銭	(送料二銭)
田淵茂著	靈界物語	定價十銭	(送料二銭)
時田英雄著	宇宙及生物その起源と終滅	定價十銭	(送料二銭)
南城政夫著	税金から見た長者番附	定價十銭	(送料二銭)
高倉晁著	斷乎戦ふべし	定價十銭	(送料二銭)
城北隱士著	昭和快傑傳	定價十銭	(送料二銭)
奈緒順著	世界の謎	定價十銭	(送料二銭)
森村辰雄著	無産黨は何處迄伸びるか	定價十銭	(送料二銭)
小谷乘仙著	現代佛教は何處へゆく	定價十銭	(送料二銭)
内藤伸二著	膨脹日本の異變	定價十銭	(送料二銭)
太田義孝著	郷誠之助の正體	定價十銭	(送料二銭)
藤原達策著	現代親分乾分物語	定價十銭	(送料二銭)

發行所 東京芝区三田四丁目二番六 東亞書房



339  
1040

滿蒙事報社編 定價五十錢 (送料五錢)  
**滿洲 官費 學校案内**

滿蒙事報社編 定價二十錢 (送料三錢)  
小資本で **滿洲の職業** 百五十  
出來る 種調べ

滿蒙事報社編 定價二十錢 (送料二錢)  
人を求むる新大陸は招く  
**滿洲の就職手引き**

滿蒙事報社編 定價二十錢 (送料二錢)  
**蒙古の全貌**

謎の内蒙古  
秘境外蒙古

無産黨は  
どこまで伸びる  
〔定價 十錢〕

昭和十一年八月十日印  
昭和十一年八月十三日發行

著者 森村辰雄  
東京市芝區三田四國町二六

發行者 角田恒  
東京市牛込區山吹町二ノ五八

印刷所 東亞書房印刷部  
東京市芝區三田四國町二六

發行所 **東亞書房**  
振替東京八八三八〇番  
電話 三田 三九八九番

鐵道各驛ホームスタンド一手販賣  
鐵道保養會

Printed in Japan

早おく求め 全書店販賣でし居りませぬ 切實の隙は直接本房へ御注文

吉岡義一郎著 非常時日本の外交陣 定價十錢 (送料二錢)	高倉晃著 逆巻く太平洋 定價十錢 (送料二錢)	小牧琢磨著 財界巨星出世譚 定價十錢 (送料二錢)	山門王吉著 怪奇犯罪實話集 定價十錢 (送料二錢)	東亞書房編 見よ！此躍進日本の姿 定價十錢 (送料二錢)	東亞書房編 常識讀本・人生百課事典 定價十錢 (送料二錢)	山門王吉著 明朗爆笑大會 定價十錢 (送料二錢)	牧山九著 女スバイの暗躍 定價十錢 (送料二錢)	秋月正雄著 要領百パーセント戦法 定價十錢 (送料二錢)	中村武郎著 東西偉人逸話集 定價十錢 (送料二錢)	東亞書房編 皇國軍人に懃ふ 定價十錢 (送料二錢)	陸軍中將 堀内文次郎閣下述 大西郷を語る 定價十錢 (送料二錢)	箱館小史著 百年後の人種戦争 定價十錢 (送料二錢)	奈緒順著 政界財界膝栗毛 定價十錢 (送料二錢)	黒田正隆著 世界の景氣は何時爆發するか 定價十錢 (送料二錢)
------------------------------	-------------------------	---------------------------	---------------------------	------------------------------	-------------------------------	--------------------------	--------------------------	------------------------------	---------------------------	---------------------------	----------------------------------	----------------------------	--------------------------	---------------------------------

發行所 東亞書房 東京市芝區三田四國町二六 電話 三田 三九八九番





行發 **房書亞東** 京東

2.17